

警察庁長官 金 高 雅 仁 様

福島の復興のため不可欠な警察官
の増員措置の継続に関する要望書

平成28年4月5日

福島県相馬郡飯舘村長

菅 野 典 雄



福島県相馬郡飯舘村議會議長

大 谷 友 孝



福島の復興のため不可欠な警察官増員措置の 継続に関する要望書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から5年が経過したが、飯舘村においては、未だ全村避難が続く中、村内での除染作業や県北地方と南相馬地方の物流の活発化等により、安全安心面に對して村民の不安が高まっている。

福島県警察では、国の施策により、平成28年度には240名の期限付き増員措置が認められ、全国警察からウルトラ警察隊員の出向を受けており、当村を管轄する南相馬警察署でも治安や交通の安全など、復興の最も重要な基盤ともいえる地域の安全安心の確保に尽力している。しかし、この増員措置は平成28年度までとされており、その後の見通しは国から示されていない。

政府は、居住制限区域と避難指示解除準備区域を平成29年3月までに解除する方針を発表しており、当村も来春の解除を目途に対策を進めているが、そのためには、地域の安全安心が最重要課題と捉えている。政府は、避難指示の解除後も、政府一丸となって、復興に向けた施策をしっかりと展開していくと明言しており、避難指示解除区域はもとより、県内各地の安全安心が損なわれれば、住民の

帰還・定住、放射性物質の処理をはじめとする復興の大きな妨げとなりかねない。

このため、国に対し、福島県警察の警察官増員措置を平成29年度以降も現行と同様の規模で継続するよう強く要望する。

以上